

地方公務員災害補償法

対象職員の範囲

①常勤職員（臨時的任用職員、再任用職員を含む）

- ア 一般職：小学校の教諭、警察官、消防吏員、清掃業務員、事務吏員等
- イ 特別職：知事、副知事等

②再任用短時間勤務職員

③任期付短時間勤務職員

④常勤的非常勤職員(会計年度任用職員のうち、以下の条件に該当する職員)

- ・雇用関係が継続していること
 - ・常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が、引き続いて12月を超えるに至っていること
- なお、1月間の休日を除いた日数が20日未満の場合は、18日から、20日と当該日数との差を減じた日数とする。

【例】1月間の土日祝日を除いた日数が19日の場合

18日－(20日－19日)＝17日以上勤務することが要件となる

- ・その超えるに至った日以降も引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされていること

対象とならない非常勤職員等

上記に掲げる職員以外の非常勤職員

- ・法の補償の対象とならない非常勤職員等の地方公務員に係る災害補償については、法第69条の規定に基づく条例、労働者災害補償保険法、船員保険法の規定により、地方公共団体等が補償を実施する。

≪令和2年4月1日以降≫

1. 「臨時的任用職員」については、新地方公務員法上、その任用が常時勤務を要する職に欠員を生じた場合に限定されることとなった。これに伴い、令和2年4月1日以降は常勤職員として整理する。(新地方公務員法第22条の3)
2. 「会計年度任用職員」については、新地方公務員法上、非常勤の職員と位置付けられていることから、常勤的非常勤職員に該当する場合を除き、地方公務員災害補償法の適用にはならない。(新地方公務員法第22条の2)